

耐震診断・耐震改修・ブロック塀除却補助で利用できる

代理受領制度のご案内

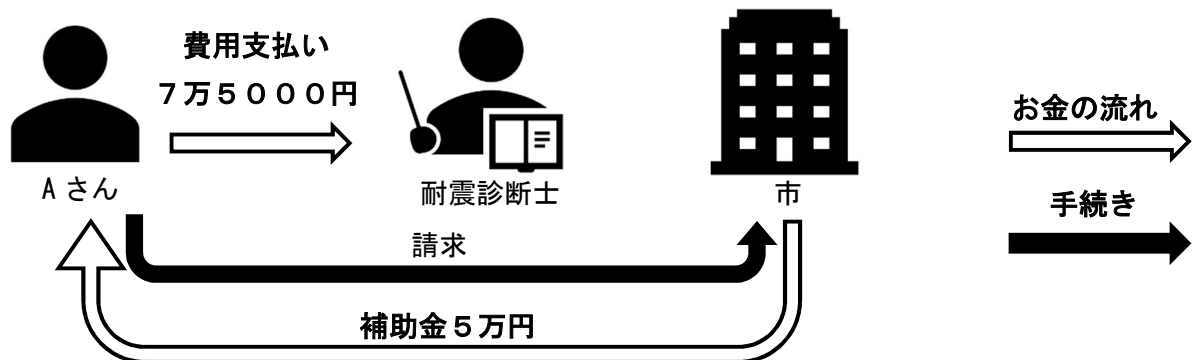
費用支払い時の負担を軽減する制度です。

【耐震診断補助金の場合の例】



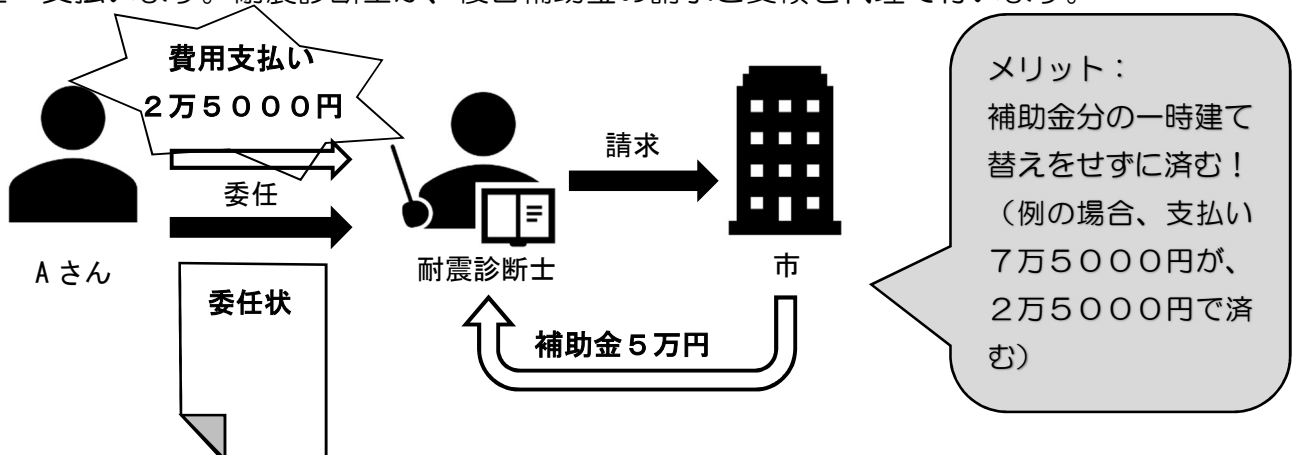
○代理受領制度を利用しない場合

Aさんは、耐震診断実施後に費用の全額7万5000円を耐震診断士へ支払います。実績報告等の手続きを経て、約1か月後に、市から補助金5万円が支払われます。



○代理受領制度を利用する場合

Aさんは、耐震診断実施後に補助金の請求と受領を耐震診断士に委任します。Aさんは、費用の7万5000円から補助金5万円を差し引いた2万5000円を耐震診断士へ支払います。耐震診断士が、後日補助金の請求と受領を代理で行います。



耐震診断補助金の場合の手続きの流れ

- ① 耐震診断補助金の交付申請をする
- ② 交付決定通知が自宅に届く
- ③ 耐震診断士と契約を交わす
- ④ 耐震診断の実施

～耐震診断が終わったら～（ここからが通常の手続きと異なるところです。）

- ⑤ 補助金の請求と受領を耐震診断士へ委任する。
- ⑥ 耐震診断士へ契約金額から補助金額を差し引いた額を支払い、補助金額を差し引いた額の領収書を受け取る。
- ⑦ 実績報告書を提出する
- ⑧ 交付確定通知が自宅に届く

～ここからは委任を受けた耐震診断士が行います～

- ⑨ 委任状とともに市へ請求書を提出する
- ⑩ 補助金が耐震診断士の指定口座に振り込まれる

実績報告書の添付書類

（申請者本人が提出）

1. 実績報告書（別記第15号様式）
2. 契約書の写し
3. 委任状（参考様式）の写し
4. 診断結果の写し
5. 領収書の写し

提出前のチェックポイント

- 契約書の金額は、交付申請書に添付した見積書の金額と同じ額である。
- 委任状には、交付決定通知書に記載されている補助金額と同じ額が記載されている。
- 領収書の金額は、契約書の額から補助金額を差し引いた額となっている。

請求書の添付書類

（耐震診断士が提出）

1. 請求書（別記第17号様式）
2. 委任状の原本

提出前のチェックポイント

- 請求書の額は、交付決定通知書に記載のある補助金額と同じ額である。
- 請求者は、委任状に記載のある代理人（耐震診断士）と同一である。
- 指定口座は、代理人の口座となっている。
- 委任状は、実績報告時に提出した委任状の写しの原本である。

◆お問合せ

流山市役所 建築住宅課 電話：04-7150-6088